



保護司会報

令和元年 7月31日発行 北多摩北地区保護司会
発行責任者 会長 小峰立丸

平和観音像(西東京市)総持寺



平和観音碑(戦災者慰
霊塔の右側にありま
す)



思いやり 支え合い

北多摩北地区保護司会
会長 小峰立丸

本年度より北多摩北地区保護司会の会長の大役を務めさせて頂くことになりました。何卒皆様のご指導・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

北多摩北地区保護司会は五市の五分区により構成されており、それぞれの分区毎に充実した保護司活動がなされておりますので、その良さを大切にしなから何事にも取り組んで参りたいと思います。

さて、再犯防止推進法とそれに基づく国の計画を踏まえ、まもなく東京都再犯防止推進計画が策定される予定です。その後は区市町村に於ける施策の推進に向けた検討に入りますが、それぞれの地域に於ける「犯罪や非行を防止し立ち直りを支える地域のチカラ」としての更生保護の役割を様々な関係機関、多くの人々と連携しながら果たしていかなければなりません。地域に生まれ、地域に学び、そして地域で働いていく対象者の居場所、就労場所の確保等に向けて、改めてボランティア活動の心である思いやり、支え合いの心を忘れずに行動して参りたいと思います。

本年は更生保護制度が施行されて、七十周年の年ではありますが、今日まで更生保護の為にご尽力されてきた多くの先人の方々のご努力、ご苦勞を忘れずに共に思いやり、支え合い、和やかな雰囲気での保護司会を目指して活動して参りたいと思います。



本年度から北多摩北地区（西東京・東久留米分區）の主任官を務めさせていただいております棟近展行と申します。

北多摩北地区保護司会の皆様には、日頃から更生保護の諸活動にご尽力いただいておりますこと心から感謝申し上げます。

私は、精神科病院で作業療法士として精神障害者のリハビリテーションに従事してきました。そして、その実務経験を経て、医療観察制度の社会復帰調整官として精神障害による心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った医療観察対象者の社会復帰を促進する処遇に従事してきました。私は、この経験を生かし、知的制約や精神障害を抱える保護観察対象者の理解に努め、皆様とともに一人ひとりの対象者の更生を考えていきたいと思っております。

そして、保護観察と医療観察との大きな違いの一つは、保護司の皆様が存在です。医療観察対象者の多くは、地域の中で孤立し、日々の生活や将来に不安を抱え、偏見や無理解というストレスにさらされてきました。保護観察対象者

においても、同様の状況が見受けられることがあります。身近な地域の中での見守りがあること、困ったときは一緒に悩み考えてくれる人の存在は、対象者やその家族にとつて大きな安心感となるだけでなく、人を信じて頼ることのきっかけを得る大きな強みだと感じます。対象者が自身のこれまでを振り返り、社会に適応していくために新たな行動を起こすことは容易なことではありませんが、寄り添いながら支えてくれる存在が、これまでとは違う新たな一歩を踏み出す上で、大きな助力になると感じています。そして、このようなやり直しを支える眼差しのある地域作りの取組が、共に生きるあったかい社会を築いていくのだと思っております。

各分區担当保護観察官

- （平成三十一年四月一日付）
- 小平分區 田中 光寿
 - 東村山分區 吉川 昌宏
 - 清瀬分區 市川 房子
 - 西東京分區 棟近 展行
 - 東久留米分區 棟近 展行



日頃から更生保護事業にご理解・ご協力いただき、誠に感謝申し上げます。

平成三十一年四月一日から、北多摩北地区保護司会清瀬分區を担当することになりました。地区業務は勝手知ったる我が庭という部分もありますが、今年度は更生保護施設「紫翠苑」も同時に担当することとなり、更生保護施設業務は初めての経験ですので、立川支部への異動に伴い、今年度は今までも増して身の引き締まる思いです。

今まで様々なケースを担当し、他者の改善更生に携わることの難しさを実感して来ましたが、その一翼を担って頂いている保護司活動は、既にボランティアの域を超えていると常に感じているところです。保護司の皆様も処遇等、思うように行かず失意を覚える事も多いと思いますが、実際相手が個性ある人間ですので、そう簡単に変わらないのが普通なのであり、我々は結果を気にするよりも、彼らの更生を最後まで諦めない気持ちを持ち続ける事が大切だと思っております。是非皆様方と一緒に、

本人を変えるべく機知に富んだ面白い作戦を、長い目で考えていきたいと思っております。

因みに私の指導方法は、問題を詳細に分析し、話術をもって積極的に対象者を攻めていくのが基本スタイルです。ただ大事なのは本人が十分納得することであり、そのためにはまず、出来るだけ常識をただ提示するのではなく、何故それが常識となっていたのか、本人と一緒にから考えて行く様な、そんな面接を志しています。

そして私自身の処遇も、常識に捕らわれず、何時も機知に富んだものでありたいと願っています。先日東野圭吾の「人魚の眠る家」を読んでいる、小説の主題は全く関係ないのですが、メンタルクリニックの医師が、悩みの形は時間に依りて変化するものにとらえ、積極的なアドバイスをする事なく、時間を掛けて悩みを聞き取ること、患者の気持ちを安定化させた下りがあり、私もこの境地に至りたいと思った次第です。まだまだ未熟者ですが、今後ともご協力のほど、宜しくお願いいたします。





新時代とともに歩む、願う

平成から令和元年と歴史の節目を迎え、皇室の大きな節目の行事を報道で見るごとに、悠久の歴史を思う一人の国民として、心よりお祝いするものです。

今年、更生保護事業七十周年の節目の年に、北多摩北地区保護司会事務局当番市として小平市が担当となりました。引継ぎに関し、前西東京市の関係部課ご担当の皆様、西東京分区分保護司の皆様のご懇切なるご配慮に感謝するとともに改めて御礼を申し上げます。

今後、北多摩北地区保護司会の傘下五分区分保護司の皆様にご協力を得て、会の運営及びその一つ一つの課題を新会長、小峰立丸会長の元、真摯に運営をするものです。よろしくお願い申し上げます。

さて、喫緊の課題として再犯防止推進法を受けて閣議決定された「再犯防止推進計画」を地方公共団体、東京都がその条例化を行うべく進めていることは大変心強いものがあります。このように社会、地域一体となつて「再犯防止推進計画」条例化の流れが実現するよう、協力し一体となつて再犯防止に取り組むことの重要性の機運

を示すことが必要となります。

「社会を明るくする運動」の旗振り役であり実践する日頃より対象者と寄り添っています私たちがしても、社会全体への理解と地域連携として、身近な市行政との連携を強化し、何をなすべきか、地域の皆様と話し合う機会を通じ活動の実施にまい進したいものです。少子社会と言われつつも、連日幼い子供に対する虐待などの死亡事件など多くの重大犯罪が社会に衝撃を与えています。

再犯防止の前に、人としてのまっとうな家庭教育力、人間愛、ゆがんだ愛情など何か欠けてきている現代に、当たり前の人づくりをもう一度振り返り、よりよい社会は個々の努力なしでは築くことはできないのではないのでしょうか。

様々な公的機関からの提案の基礎は私たちの育つ環境の清浄化としては成しえませんが、グローバル化の現代に不安なシグナルを青、黄、赤色と段階的に負の方向へ向かわないよう理的に様々な機会を通じ家庭・地域・学校など啓発活動を実践し、基本的な社会を明るくする運動の原点にもつながるものです。



令和元年度北多摩北地区保護司会総会

総務部 松尾 民子

令和元年度の北多摩北地区保護司会の総会は、五月十四日十三時三十分から西東京市保谷庁舎で開催された。会員数二百二十七名の内百十八名（含む委任状三十三名）で総会の成立が宣言され、野崎会長の挨拶に続いて来賓の祝辞と紹介があり議事となった。西東京分区分の佐々木氏と東村山分区分の小松氏が議長に選任され平成三十年事業報告・収支決算と監査が報告され、原案通り承認された。次に令和元・二年度の役員改選案・元年度事業計画案・収支予算案が承認され、小峰新会長以下新役員が紹介された。

第二部 講演会

テーマ「更生保護の課題」

「少年法と少年の処遇」

講師 東京保護観察所立川支部長

柴田 由佳 氏

I 少年の保護観察

少年法の特徴は「刑法四十一条により十四歳に満たない少年はまだ子供であるから罰はなく社会的には非難できない。国が親となつて守つてあげる事。犯罪者という烙印を押す事はできない」という保護優先の考えである。また、少年事件は全て家庭裁判所に送られ

調査・審判が下され処遇が決定されるためその役割は大きい。十年前に比べると事件は半分以下に減つてはいるものの少年の重大事件が年々増加している。少年法は過去数回改正が繰り返されているが新たな課題として二十歳から十八歳へと適用年齢の引き下げの声も出ている。

II 少年の処遇について

規範意識は学校や家庭で身につけていくものであるがなかなか身に付いていない。褒める言葉が多かけ自尊心を持たせる事が大切である。失敗の中からプラスの意味を見つけ出して伝えたり「一緒に○○してあげるよ」といった具体的で直接的な支援が大切である。

III 再犯防止推進法から

少年は罪を犯そうと思つて犯しているわけではない。家庭環境や仲間との関係もある。受刑者の四割が高校に行つていない現状である。非行少年の改善更生を助けるためには関係機関と学校・家庭・地域社会及び民間団体等が連携し能力に応じた教育が受けられるような施策を講じる事が大切である。



● 人事往来 ●

○ 新任保護司

左記の方が新たに保護司として委嘱されました。どうぞよろしく願います。
令和元年五月十五日付



東久留米分区
三沢 敏雄

○ 任期満了

左記の方が任期満了、在職中のご活躍に敬意を表し、ご紹介いたします。

令和元年五月十四日付
山田 俊江（西東京分区）
在職二十四年

—— 悼 ——

左記の保護司の方がご逝去されました。
生前のご功績をしのび、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。
〔台掌〕

浅見 勝平（小平分区）
令和元年六月二日 逝去
享年 五十六歳
在職 五年



〈表紙写真説明〉

『平和観音像』（西東京市）総持寺

太平洋戦争末期の一九四五年四月十二日、米軍の爆撃機B29により田無駅前において五十数名の罪なき人々が一瞬にして爆死し、その他多数の人々が被災者となった。

更にこの年の八月十五日の終戦までに田無全域に於いて百数十の尊い命が爆撃の犠牲となった。

一九五七年四月十二日、被災地居住の歯科医海老沢太一氏が中心となり、被災者遺族及び篤志家により、金物店主下田武主氏がその所有地を無償提供され駅前地の爆心地に観音像の戦災者慰霊塔が建立された。

爾来、霊を同所で慰めてきたが、アスタビル建設の為、一九九二年移転せざるを得なくなり、総持寺のご好意により、この地を安住の地と定める事となり移転した。

田無駅前被災の中心地には「田無平和の日」条例制定記念として記念碑を設け、この慰霊塔は、この地で平和のシンボルとして子孫が平和を享受出来るように祈願する。

一九九九年四月十二日



令和元年度・二年度
広報部員の紹介

- 広報部長 松川 正秀 (西東京分区)
- 広報副部長 森田 健次 (小平分区)
- 山本 眞理子 (小平分区)
- 佐藤 恒夫 (東村山分区)
- 仲 晃平 (東村山分区)
- 後藤 由美子 (清瀬分区)
- 田中 眞津子 (清瀬分区)
- 永澤 清子 (西東京分区)
- 斉藤 信也 (西東京分区)
- 衛藤 裕子 (東久留米分区)
- 山田 富幸 (東久留米分区)

編集後記

年号が新しく変わり、広報部も新しい体制でスタートしました。これも何かの巡りあわせなのかもしれない。新年号に込められた想いの通りに世界全体が進んでいくことを祈るばかりです。今後二年間にわたりいろいろとご面倒をおかけしますがどうぞよろしくお願いたします。 森田 健次

事務局 小平分区
TEL 〇四二(三四六)九五三七
FAX 〇四二(三四六)九四九八